

平成 25 年度  
国立大雪青少年交流の家  
運 営 計 画  
～「新しい公共」型の管理運営に向けて～

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立大雪青少年交流の家  
平成 25 年 3 月 18 日

# 平成25年度 国立大雪青少年交流の家運営計画

## 第1 基本方針

### 1 「新しい公共」型の管理運営に向けた試行的実施について

国立大雪青少年交流の家は、日本最大の面積を誇る「大雪山国立公園」にそびえたつ十勝岳山麓に位置し、昭和41年開所以来、その恵まれた自然環境の中で、自然体験や集団宿泊体験などの体験活動や研修活動をとおして、青少年の健全育成に努めてきた。

今後こうした責務を一層充実させていくためには、学校・企業・民間団体など地域社会との連携が強く求められている。このため、地域の多様な主体が、施設の管理運営や事業の企画、広報活動に参画する組織体制を築き、「新しい公共」型の管理運営を進め、効果的な施策を集中的・段階的に推進するため試行実施する。

### 2 運営方針

- (1) 学校・家庭・地域等と連携した青少年の体験機会の充実
- (2) 利用者の要望や必要課題に対応した教育事業の充実
- (3) 団体宿泊訓練や子どもたちの体験活動事業をとおした、青少年の育成
- (4) 「新しい公共」型運営協議会との協働をはじめ、関係機関や団体と協力した管理運営

### 3 施設管理・維持方針

- (1) 利用者が快適に利用できるような、適切な維持管理
- (2) 環境に配慮した効率的な管理運営
- (3) 安全管理・危機管理に努めた、管理運営の徹底

### 4 試行実施期間

平成25年1月から平成26年3月まで

### 5 国立大雪青少年交流の家として大切にしている3つの標語

交流の家では、次の標語を利用者に示し、研修支援事業の運営の礎としている。

#### (1) 規則正しい生活（安全と健康の確保）

それは「自分」を育てること。十分な睡眠やしっかりとした食事は活動のエネルギーとなります。時間を守って生活し、健康な心と体をつくりましょう。

#### (2) 元気なあいさつ（あいさつの励行）

それは「仲間」と交流すること。元気なあいさつは相手の心も元気にします。ここで出会った人と、心と心をかよわせましょう。

#### (3) きれいな環境づくり（清掃の徹底）

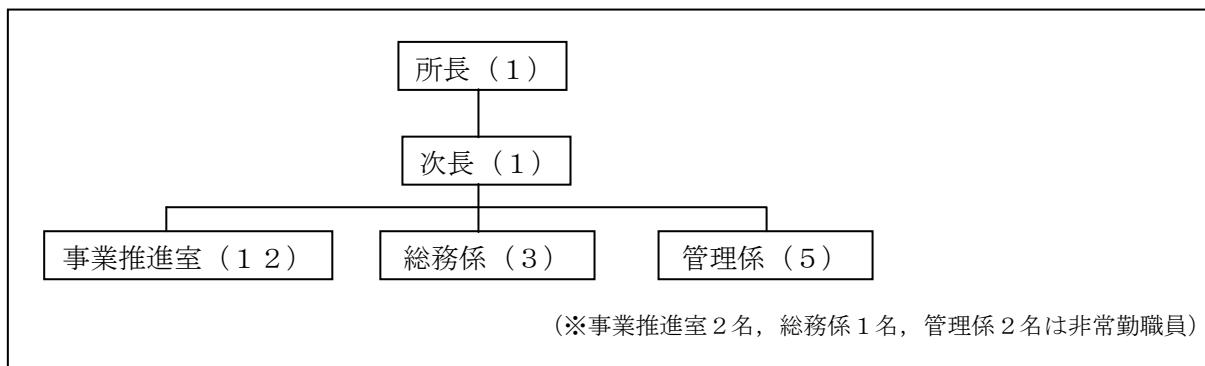
それは「だれか」を思いやること。宿舎や活動場所、周辺の自然環境も来たときより美しくする思いやりの心を次に訪れる人へ、次の世代の人へつなぎましょう。

## 6 求められる職員像と向上すべき資質・能力

- (1) 国民の信頼に応えるため、倫理性や責任感、業務を執行する能力を備えた職員
- (2) 変革の時代に積極果敢にチャレンジする精神と、現状を改善・改革する意識を備えた職員
- (3) 多様化・高度化する国民のニーズを把握し、的確な対応を行うため、コミュニケーション能力と高度な専門的知識・技能を備えた職員
- (4) 困難な課題を解決するための構想力や判断力、行動力を備えた職員
- (5) 組織がより効果的に機能するため自らの役割を理解し、指導力や協調性を備えた職員

## 第2 管理運営方針

### 1 組織フロー図



## 2 係横断プロジェクトチーム

- (1) 連絡会  
交流の家の運営に必要な各種事項について連絡・協議・報告を行う決定組織
- (2) 広報委員会  
稼動率向上、利用者数増加、魅力あるHPの検討など広報戦略の組織
- (3) レストラン運営委員会  
レストランの管理運営、サービス向上、衛生管理及びメニュー等について審議し、安全安心な食の提供を図るよう、レストラン委託業者に指導・助言する組織
- (4) 業務改善ワーキンググループ  
多様化する業務の合理化・効率化の推進を図り、業務等の改善策を検討する組織
- (5) 危機管理検討ワーキンググループ  
施設において危機が発生し、又は発生する恐れがある場合に備え、危機管理マニュアル、防災管理規定、防災計画の見直しや必要事項の策定、情報セキュリティ策定等を担う組織

### 3 管理業務の実施計画

(1) 国民の利用に供するにあたり、施設の設置目的を踏まえ、以下のとおり基本的事項を定めて運営する。

#### ア 受入方針

- (ア) 利用団体の活動目的が達成されるよう事前の相談・打ち合わせを徹底する。
- (イ) 管理運営上または安全管理上必要があると判断したときは、適切な指導を行う。

#### イ 施設使用料金等

- (ア) 独立行政法人国立青少年教育振興機構施設使用料金等規程第3条及び第6条に基づき使用料金等を徴収する。

項目	金額
施設使用料	1人1泊 800円
シーツ等洗濯料	1組 200円

- (イ) 施設使用料の適用は、規程第2条第2項第二号に該当する場合のみとする。
- (ウ) 規程第7条に基づき、次の場合の施設使用料等は全部または一部を免除する。
  - a 我が国の青少年教育の振興に寄与する事業で施設を使用する場合
  - b 国の機関またはそれに準ずる団体が公益に資する用務のため施設を使用する場合
  - c 災害等の発生に伴い機構の施設を緊急に使用させることが相当と所長が判断した場合

#### ウ 「利用者の受入れを行わない日」及び「日帰り利用者のみを受入れる日」の設定について

独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則第7条及び国立青少年教育施設の管理運営方針に基づき、平成25年度は次のとおり設定する。

月	利用者の受入れを行わない日	日帰りのみ受入	月	利用者の受入れを行わない日	日帰りのみ受入
4月	8, 9		10月	1, 31	
5月			11月	1, 2, 3, 4, 5, 6	
6月		8	12月	28, 29, 30, 31	
7月			1月	1, 2, 3, 4	
8月			2月	17, 18, 19, 20, 21	
9月			3月	10	11, 12, 13, 14

※天災その他やむを得ない事情がある場合は、別途機構本部と協議し設定する。

エ 施設整備のため、「利用者の受入れを行わない日」は、集中的に、活動する教材教具の点検や、衛生管理業務などの環境整備を行う。

別紙1 『平成25年度 施設・設備等点検一覧』

## (2) 維持管理業務

### ア 施設保守業務

#### (ア) 法定点検等

a 法令等の定め及び自主的に次の保守点検業務を行う。

項目	時期	備考
合併処理浄化槽設備保守管理	毎週	浄化槽法第8条
浄化槽検査	10月	浄化槽法第11条
特定建築物環境衛生管理	毎月	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条
受水槽・高架水槽清掃	9月	水道法第34条の2第1項 水道法施行規則第55条
昇降機（エレベータ）保守管理	毎月	定期検査 10月
消防設備保守点検	9月・3月	消防法第17条
ボイラー定期自主検査	毎月	ボイラー及び圧力容器安全規則第94条
ボイラー圧力容器性能検査	8月	ボイラー及び圧力容器安全規則第38条
自家用電気工作物保安管理	毎月	電気事業法第8条
煤煙測定	11月	大気汚染防止法第16条
簡易水道検査	12月	水道法第14条
重油地下タンク漏洩検査	10月	消防法第14条
危険物施設定期検査	8月	消防法14条3の2, 危険物の規制に関する政令第8条の5, 危険物の規制に関する規則第62条4-8
無線局定期検査及び再免許申請	11月	電波法73条（5年毎・27年度予定）
構内電話交換機設備保守管理	毎月	自主保守管理
源泉槽清掃（プール源泉槽）	3月	自主清掃
細菌検査（浴室）	10月・3月	自主検査
細菌検査（プール）	10月・3月	自主検査
屋内温泉管洗浄	3月	自主洗浄
屋内外排水管洗浄	10月	自主洗浄
温泉源泉ポンプ入れ替え	9月	3年毎（25年度予定）

b 点検の結果及び整備内容は記録し、関係法令及び独立行政法人国立青少年教育振興機構法人文書管理規程第15条第2号に基づき、適正に管理する。

#### (イ) 建物、工作物及び資産等の管理

a 建物、工作物を建築基準法第12条に基づき適正に管理する。

- b 公用車等を使用する場合は、使用前に、始業点検を行う。
- c 利用者が使用する資産や運動用具等の日常的な安全確認や整理を行う。

(ウ) 屋外施設設備の管理

- a 利用期間の開始、閉鎖に合わせた設置・撤去等を適切に行う。
- b 利用状況に合わせた機能上・安全上の計画的な維持管理を行う。
- c 冬期間における屋外施設の凍結防止や非常口等の除排雪の措置を行う。

(エ) 修繕

- a 各部材の劣化・破損・変形等については、日常的に点検を行う。
- b 安全上・機能上の問題がある場合は、迅速に修理・修繕等を行う。

(オ) 屋外エリアの整備

- a 役場・警察・消防などから安全上の情報を入手するなど、日常的な連携・協力体制を構築する。

イ 衛生管理業務

(ア) 寝具類の衛生

- a 敷布団、掛布団、ベッドパッド、枕は、年1回クリーニングを行う（掛・敷布団カバー含む）。
- b シーツ・枕カバーは、随時クリーニングを行う。
- c リネン室内の衛生を常に保持する。

(イ) 空気環境の管理

- a 受動喫煙を防止するため、喫煙場所を設定する。
- b 定期的に空調機器の調整・点検を行う。

(ウ) 医務室の衛生・管理

- a 医務室の整理整頓に努め、室内の衛生を保つ。
- b 定期的に外用薬等の点検を行い、不足分を補充する。

ウ その他の業務

- (ア) 入退所時に利用者に対して、施設敷地内における交通安全の指導・啓発を行う。
- (イ) 交流の家に出入りしている業者に対して、施設敷地内における交通安全の徹底を呼びかける。
- (ウ) 国有林を随時巡視し、危険な箇所がある場合は、関係機関に連絡して改善を求める。

(3) 文書処理業務

独立行政法人国立青少年教育振興機構文書処理規程に基づき、適切に文書を処理する。

(4) 個人情報保護業務

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に個人情報を取り扱う。

(5) 情報公開業務

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、適切に対応する。

### 第3 事業方針

子ども・若者育成支援推進本部決定の「子ども・若者ビジョン（平成22年7月23日）」や中央教育審議会答申「今後の青少年の体験活動の推進について（平成25年1月21日）」を踏まえ、国立青少年教育振興機構第2期中期目標の達成を目指す。

#### 1 教育事業の企画運営方針

- (1) 青少年教育に関するモデル的プログラムの開発
- (2) 青少年の国際交流の推進
- (3) 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上
- (4) 青少年の体験活動の重要性についての普及・啓発

別紙2 『平成25年度 教育事業計画』

##### ア 教育事業実施業務全般

(ア) 事業計画の作成

- a 機構の中期目標、中期計画、年度計画、事業方針に基づき、年間の教育事業の計画を策定する。
- b 北海道教育委員会、北海道教育庁上川教育局と連携した事業を展開する。
- c 美瑛町・美瑛町教育委員会・公民館・図書館等と共に催した事業を展開する。
- d 北海道「体験の風をおこそう」運動推進協議会と連携した事業を展開する。

(イ) 事業実施の事前業務

- a 開催要項・チラシ等を作成し、関係機関や団体に周知する。
  - ・ 関係機関等への直接訪問、参加促進文書の送付等。
  - ・ H P掲載（新着情報・今日のゆーすぴあ等）。
  - ・ 報道機関への掲載依頼。
- b 事業を効果的かつ円滑に運営するための運営要項を作成する。
- c 野外活動時の交流の家本部との連絡体制の組織票を作成し、職員の共通理解を

図る。

- d 危機管理に対応する緊急連絡対応表を作成し、リスクに備える。
- e 参加者的心身の健康・安全を守る立場から、下記の参加者情報を把握する。
  - ・ アレルギー
  - ・ 既往症
  - ・ 心身的不安 等
- f 安全な活動のための情報を収集・提供する。
- g 事前踏査や実地調査を実施する。
- h 参加者・ボランティアは傷害保険に加入する。
- i 職務上知り得た個人情報を守秘する。

(ウ) 事業運営業務

- a 当日の受付・参加費徴収を適正に行う。
- b 各種のプログラムを指導・支援・運営する。
- c 安全な活動のための情報を収集し、万全の体制を施す。
- d 成果の分析及び反省評価に活かすこと目的に、事業を記録（写真・VTR等）する。
- e 外部講師の応対や諸手続きを適切に行う。

(エ) 事業事後処理業務

- a 参加者に対してアンケートを実施し、今後の企画・運営に役立てる。
- b 実施後、職員対象のアンケート実施や会議を行い、事業評価を適切に行う。
- c 事業終了後、3週間を目処に事業報告書を作成し、HPで成果を公開する。

イ 青少年教育に関するモデル的プログラムの開発業務

- (ア) 機構の中期目標や中期計画を踏まえ、モデル的なプログラムの開発に努め、HPや広報誌等をとおして、広く国民に成果を還元する。
- (イ) 国・道・他都府県等の教育関係機関からの調査依頼に協力する。

ウ 青少年の国際交流の推進業務

- (ア) 青少年の国際交流を促進するため、留学生を対象とした青少年の異文化交流を促進する。
- (イ) 日韓青少年交流事業等に職員を派遣し、他国の歴史や文化、生活習慣の習得をとおして、資質・能力の向上を図る。

エ 青少年の体験活動の重要性についての普及・啓発業務

- (ア) 特定重点推進事業「体験の風をおこそう」運動の普及推進を行う。

- a 本運動の普及並びに青少年の体験活動を推進することを目的とした、仮称「北海道子ども遊び体験＆ブックフェスティバル」を開催する。
- b 北海道「体験の風をおこそう」運動推進協議会（事務局：大雪青少年交流の家）主催の「北海道体験活動見本市」を北海道庁前庭で開催し、各施設の特徴的な体験活動プログラムを体験することで、青少年の体験活動の重要性を広く国民に周知する。
- c 冬期間における子どもたちの体力向上を目的とした、「2013大雪スノーレクリフェスティバル」を開催する。
- d 美瑛町役場壁面に「体験の風をおこそう」運動の懸垂幕の設置を依頼する。
- e 利用者に対し、朝のつどい・夕べのつどいなどの機会を活用した普及・啓発を図る。
- f 広報（地域広報誌等も含む）やマスメディア（地元テレビ・ラジオ・新聞）を活用した運動を展開する。
- g 連携する運動推進団体や公立青少年教育施設の情報端末等に青少年教育振興機構の「体験の風をおこそう」運動のバナーを貼るなどして、インターネット上の普及・啓発を行う。
- h 道内各地の会議や研修会の機会を活用した「体験の風をおこそう」運動の普及及び研修支援を実施する。
- i 本運動を推進するための事業（講演会、事例発表会、シンポジウム、各種スポーツ大会等）等を、北海道「体験の風をおこそう」運動推進協議会と共に協力して実施する場合は、その経費の一部を負担する。
- j 8月から12月までを「体験の風をおこそう」運動の推進期間と定め、協賛事業として300事業をエントリーする。
- k 青少年教育団体や地方公共団体等と協力して、150事業を子ども体験遊びリンクにエントリーする。
- l パネル展や研修機会を活用（かでる2・7展示、全道社会教育主事研修等）した普及・啓発を行う。
  - (イ) 子どもの生活リズム向上プログラム「早寝早起き朝ごはん」運動を推進する。
  - (ウ) 子どもの読書活動を推進する。
  - (エ) 地域の団体が実施する様々な体験活動を支援する、子どもゆめ基金説明会を道内3会場（旭川・北見・函館）で実施する。

## 2 研修支援事業の運営方針

- (1) 利用者11万3千人以上の確保及び稼動率58%以上の達成
- (2) 高校・大学等の職業実習やインターンシップの受入
- (3) 活動プログラムの見直し・点検を随時行い、必要に応じた「利用の手引き」の改訂
- (4) 学校が行う宿泊研修や学校授業における、直接指導の実施

- (5) 利用団体アンケートは、全ての項目において前年度実績を向上  
 (6) 安全管理・危機管理対策の徹底を図った、教育環境の整備

ア 研修支援実施業務全般

(ア) 窓口業務

- a 窓口には常に人員を配置し、利用者の相談等に適切に対応する。
- b 案内、受付、相談、利用承認などは、年間の人材育成計画に基づいた研修を行い、適切な指導・接遇を行う。
- c 電話・FAX・電子メールなどによる問い合わせに適切に対応する。
- d 障がい児者、高齢者等に配慮した対応を行う。
- e 全職員が資産や用具等の使用方法を熟知し、説明や貸出を適切に行う。
- f クレームや要望は真摯に受けとめ、迅速かつ適切に対応する。
- g アンケートによる低評価項目は、原因や背景となる事象をもとに改善ミーティングを行い、改善策を団体に報告する。

(イ) 食事提供業務

- a 食事の提供は委託業者が行い、利用者の申請により、食事の提供を1日3回行う。
- b 食事場所は施設内の食堂とし、配膳の基本はセルフサービスとする。
- c 利用者の食物アレルギーに関して、適切に対応するとともに、アレルゲンなど食材の表示をHP上に公開する。
- d 食材は、自場産品を極力使用するとともに、地産地消を表示等で広報する。
- e 「子どもたちに伝えたい歌28選」や軽音楽のBGMを放送して、食堂内の環境を整える。
- f 食事の料金は、食事の質・量の確保に努め、次のとおり設定する。

区分	料 金			
	中学生以上	小学生	4歳児以上 未就学児	3歳 以下
通常食 (バイキング)	朝 食	390円	380円	310円
	昼 食	530円	520円	410円
	夕 食	710円	690円	510円
野外活動食	登山弁当	400円		
	幕の内弁当	500円		

※通常食の各食事代には、厨房機器更新費の一部としての10円が含まれる。

※幕の内弁当は10月～3月の期間のみの提供とする。

- g 食事数の変更、キャンセルの取扱いは、通常食は利用前日の17時まで、野外

活動食は利用 5 日前の 17 時までとする。

h 食事料金の収受は、委託業者が行う。

(ウ) 食事提供業務における職員の対応

- a 利用団体の食事前に検食を行い、味付け、温度、異物の混入等の検査を行う。  
必要な場合は指導や指示を行い、安全・安心な食事環境を整備する。
- b 利用団体アンケートの結果等をもとに、改善要望に対して委託業者に改善策を求める。
- c 定期的にレストラン運営委員会を開催し、課題点の解消に向けた検討及び次月以降のメニューを決定する。

(エ) 受入業務

- a 標準生活時間を以下のとおり設定し、登山や夜間の活動等がある場合は、利用者の活動目的に応じた弾力的な運用をする。

【標準生活時間帯】

6:30	7:15	7:30	9:00	12:00	13:30	17:00	17:15	19:00	22:00	22:30
起床	清掃	タイム さわやか	朝食	活動	昼食	活動	タイム ゆーすぴあ	夕食	活動	就寝準備

※ さわやかタイム、ゆーすぴあタイムは、利用団体の交流の機会、施設からの連絡事項の場として活動に支障がない範囲において参加

- b 施設の設置目的に沿った生活上の約束ごとの他、利用に当たっての留意事項などを設定する。
- c 利用に関するオリエンテーションを実施する。
  - ・ 生活上の約束ごと
  - ・ ベッドメイキングの方法、後片付けや清掃方法等
  - ・ 緊急時の対応（避難経路等）
- d 利用者の受入方法は、HPや利用の手引き等で周知する。
- e 事前の打ち合わせや研修を行い、利用団体の目的に応じた調整・相談・指導助言を行う。
  - (a) 宿泊室・研修室
  - (b) 活動プログラム
  - (c) 教材・教具等
  - (d) 食事・入浴時間
  - (e) 施設職員への指導依頼

(f) その他利用目的の達成に必要な事項

f 来所時には上記eのほか、次の確認等を行う。

(a) 利用者名簿（宿泊を伴う）の変更等について。

(b) 台風や雷など、天候に関する情報・危険箇所に関する情報を収集して、リーダー会議やつどいの時間等に団体に情報提供する。

(c) 利用団体に対するアンケート記入を依頼する。

### 3 連携促進事業の運営方針

「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動をとおして、保護者や学校、さらには広く社会に、子どもたちの成長にとって不可欠な体験活動や基本的な生活習慣の重要性を発信するとともに、北海道家庭教育サポート企業などと協力した官民一体の取組を推進する。

なお、「体験の風をおこそう」運動推進月間の事業統一日、平成25年10月26日（第4土曜日）は、各施設や地域と連携した事業を展開する。

- (1) 北海道教育庁上川教育局と連携した教育推進事業の実施
- (2) 上川家庭教育サポート企業ネットワーク「上川23ネット」の活動支援・協力
- (3) 北海道青少年教育施設協議会と協同した「体験の風をおこそう」運動の推進
- (4) 北海道教育委員会社会教育主事会、市町村教育委員会社会教育主事会と連携した研修企画の実施
- (5) 道内公立施設（青少年教育施設・公民館等）や生涯学習関係団体が行う事業に対する人的・物的支援

#### 【平成25年度連携促進事業（予定）】

	連携を予定している事業・団体等	連携内容・連携事業
1	美瑛町ヘルシーマラソン	会場使用、運営支援
2	北行政区健康サークル	健康づくり体操指導
3	美瑛センチュリーライド	運営支援
4	美瑛町宮様国際スキーマラソン	運営支援
5	美瑛町内保育所・幼稚園・小学校	子どもの生活リズム向上「早寝早起き朝ごはん」国民運動の取組、読書活動の推進
6	美瑛町内小学校	キー指導支援や自然体験活動支援
7	北海道美瑛高等学校	人間関係づくりトレーニング
8	美瑛町図書館	クリスマス会における体験活動プログラムの提供
9	美瑛町あいふれあい祭り	体験活動プログラム
10	美瑛いきいきフェスタ	体験活動プログラム
11	美瑛町社会福祉協議会	森林ウォーキング運営支援

1 2	缶トリー作戦	地元温泉組合と協働した周辺の環境整備
1 3	びえい雪遊び	雪遊び広場における体験活動ブース
1 4	町民スキー場で遊ぼう	町民スキー場における体験活動プログラム
1 5	冬期の体力向上プログラム	冬期の野外活動プログラム
1 6	旭川市教育委員会	秋のあそび体験に係る体験活動ブース
1 7	旭川市内保育園	体験活動運営支援
1 8	愛別町、士幌町、鷹栖町各公民館	体験活動支援・指導者養成
1 9	愛別・鷹栖・積丹合同親子キャンプ	企画運営に係る支援・協力
2 0	鷹栖町教育委員会	通学合宿運営支援・指導者養成
2 1	鷹栖町「熱夏フェスタ」	イベント会場内における体験活動プログラム支援
2 2	上富良野町教育委員会	通学合宿運営支援・指導者養成
2 3	士別市教育委員会	通学合宿運営支援・指導者養成
2 4	北海道教育委員会新任幼稚園教諭研修	発達段階に応じた自然体験プログラム
2 5	道立青少年教育施設（7施設）	生徒会フォーラム・体験活動事業支援
2 6	道立青年の家	青年の家祭りにおける体験活動ブース
2 7	道立厚岸少年自然の家	カキ祭りにおける子ども遊びリソースの開催
2 8	道立砂川少年自然の家	冬のスノーフェスティバルにおける体験活動ブース
2 9	北海道教育庁上川教育局	教育推進事業の実施
3 0	上川管内社会教育委員協議会	テーマに応じた指導・支援
3 1	上川管内社会教育主事会中部ブロック	ワンパクはっこ遊びの万博運営支援
3 2	上川管内社会教育主事会南部ブロック	親子元気アップスクール運営支援
3 3	十勝学童保育連絡協議会	研究集会分科会講義・演習
3 4	北海道地域子ども会育成連絡協議会	研究協議における研修講師
3 5	恵庭市青少年研修センター・函館市青少年センター・稚内市少年自然の家・紋別市オホーツク青年の家	体験活動プログラム運営支援
3 6	上川家庭教育サポート企業ネットワーク 「上川23ネット」	「家読の輪」「ファミリー川柳」等活動支援
3 7	北海道体験活動見本市 in 道庁	企画・立案・運営等協力
3 8	北海道体験活動見本市 in 旭川	同上

#### 第4 閑散期の利用促進方針

利用者11万3千人以上、稼動率58%以上を達成するため、次の計画で利用促進を図る。

- (1) 利用促進月間（11月）を設定した企業・大学等訪問PR
- (2) 下山（出前）プロジェクトによる直接指導
- (3) 特別企画事業（宿泊型・日帰り型）の実施

## 第5 広報活動の方針

「新しい公共」型の施設運営試行期間内は、有効な「広告」「パブリシティ」「広報」を目指し、利用者のニーズや施設内活動に活かされる内部広報を心がける。また、広報活動は迅速性・正確性・理解性が強く求められることから、専門的識見のある広報部会と協働で行う。

- 1 学校や市町村教育委員会などに対する、教育事業等への参加や利用の呼びかけの徹底
- 2 旭川市商工会議所との連携による、企業の利用促進向上
- 3 事業ごとのチラシ、利用促進のための各種パンフレットの作成・配布
- 4 上川管内校長会、美瑛町校長会、町内会等の会議・会合における利用促進
- 5 最新情報の提供に資する定期的（週1回）なHPの更新
- 6 ユーザー視線の広報手段・方法についての調査を実施
- 7 町内広報誌（機関紙 ゆーすぴあ大雪）の内容の精査
- 8 SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の広報の研究
- 9 事業参加者募集の、より効果的な広報方法の研究
- 10 利用促進広報物作成に関する研修の実施
- 11 危機管理をマネジメントできる職員の研修

別紙3 『「新しい公共」推進のための広報部会試行計画』

## 第6 効果的・効率的な施設運営方針

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針を踏まえ、利用者の活動に支障をきたさない範囲において、管理経費圧縮に向けた取組を進める。また、試行的「新しい公共」型の施設運営により、これまで以上に地域住民の出会いの場、触れあいの場、住民参画の場となり、いつでも・どこでも・誰もが交流の家につどい、学んだ成果が自他ともに還元される生涯学習社会に適応した運営を推進する。

- 1 中期目標・中期計画・年度計画を踏まえた運営計画の策定
- 2 運営の基本方針、運営方針の共通理解・認識を深める職員研修の実施
- 3 横断的組織である連絡会、広報委員会、業務改善ワーキンググループ等を通じた、自己点検・自己評価の実施
- 4 利用者の研修目的が達成される運営の弾力化

## 第7 予算、収支計画及び資金計画方針

計画的な収支計画による運用を行うとともに、自助努力による自己収入を確保していく。国立青少年教育施設の在り方に関する検討会の提言（平成23年2月）を踏まえ、外部資金や寄附金増に努める。

- 1 執行計画の定期的な見直し
- 2 長期的なライフライン再生計画の策定
- 3 コスト削減の指針の励行
- 4 開所50周年事業に係る基金計画の策定

## 5 自己収入確保に係る企業訪問の充実

別紙4 『平成25年度 予算計画』

### 第8 人事に関する方針

平成22年度「人事に関する基本方針」「平成25・26年度 国立大雪青少年交流の家 人材育成計画」に基づき人材育成計画を推進する。大雪青少年交流の家の職員は、そのほとんどが北海道教育委員会・大学等との交流人事で行われていることから、交流元に復帰した際の業務推進能力の向上が期待されている。そのため、交流元の業務を鑑み、人事評価システムを活用した業務配分を行う。

- 1 業務の質・量に応じた適正配置
- 2 人材育成計画の着実な推進
- 3 意欲ある交流職員の発掘と適正な配置
- 4 総人件費削除方針を踏まえた年次的な人員削減計画の策定

なお、質の高い人材を確保する観点から、以下2点について推進する。

(1) 地元美瑛町、北海道教育委員会、国立大学法人等との人事交流を計画的に進めるとともに、「新しい公共」を視点とした民間団体との交流、高い識見と技術を要した非常勤職員の任用を図る。

特に、交流の家が提供する活動プログラムのうち、利用実績の多い「登山」「ハイキング」について、地元関係団体等と連携し、防災教育や環境教育の観点を組み入れた活動プログラムの開発や、安全管理の充実のため、「登山に関する手引き」「野外活動コースマップ」等の改訂及び研修指導の充実を図る。そのため、これら分野に秀でている非常勤職員を一定期間雇用する。

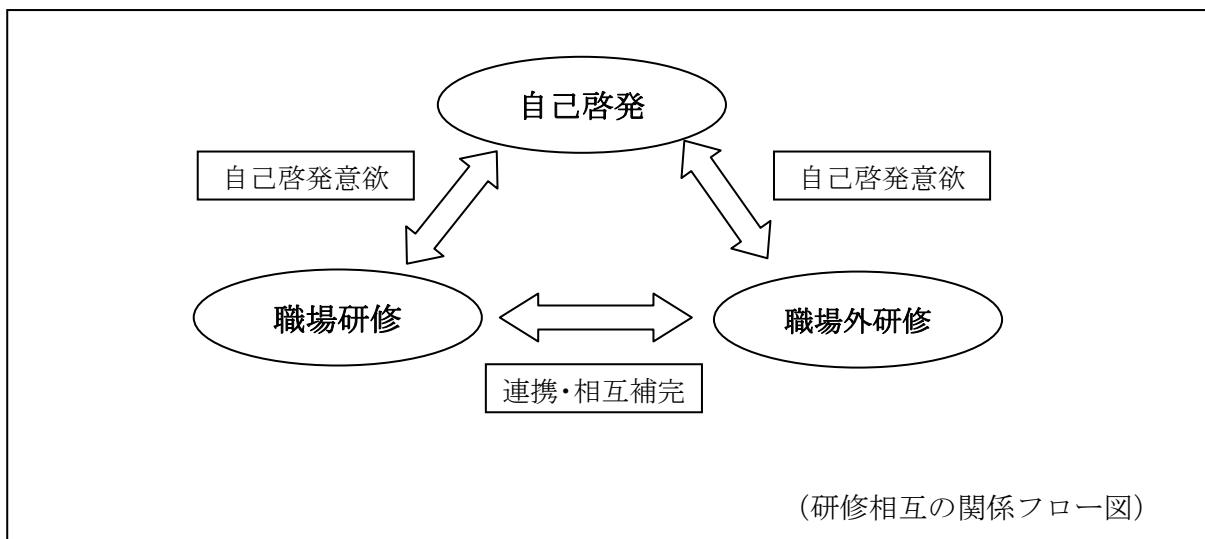
(2) 高校・大学生ボランティア（運営支援者）に特化せず、公民館講座修了者や健康づくり実践者、十勝岳山麓の動植物・気象・災害等に精通した成人ボランティアの発掘、登用を図る。

### 第9 人材育成の方針（職員研修）

独立行政法人国立青少年教育振興機構職員就業規則第6章第40条に基づき、国立大雪青少年交流の家に勤務する職員の資質の向上を図り、ナショナルセンターとしての機能を発揮する。

- 1 国政の課題等に的確に対応でき、かつ高い倫理観・使命感を兼ね備えた、国民から信頼される職員の育成
- 2 行政改革の加速化を背景とした職員の定数削減の現実化から、スリムでスピード感ある業務を遂行できる職員の育成
- 3 人材育成の基本
  - (1) 自己啓発・・・職員の学習意欲を高めるための支援

- (2) 職場研修・・・管理職員の役割と職員の個性を重視した研修の推進
- (3) 職場外研修・・・業務に生かされる研修メニューや内容への見直し
- (4) 特別研修・・・中期目標達成のために所長が特に必要と認めた研修



別紙5 『平成25・26年度 人材育成計画』

#### 第10 自己点検・評価の方針

- (1) 教育事業におけるアンケートの「事業全体をとおした満足度」は各事業平均90%以上
- (2) 研修支援事業における、利用団体アンケートの「総合的な満足度」は90%（平成23年度83.4%）以上
- (3) 広報活動は、利用団体アンケートの「パンフレットやホームページなど事前情報提供」の満足度を、90%（平成23年度79.0%）以上
- (4) 職員の資質向上は、機構の中期目標・中期計画・年度計画等の整合性を図った評価（P D C A）を行なうことで今後の運営に自ら政策展開できる職員の育成

別紙6 『平成25年度 自己点検・評価表』